令和７年１月

住宅生産課関係法人　各位

団体等検定制度に係る周知の御協力の御願いについて

　住宅行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　持続的な賃上げを実現するためには、スキル向上に係る支援と向上したスキルを正当に評価する仕組みが重要です。今般、厚生労働省では、そのスキルの評価制度の仕組みとして、令和６年３月に団体等検定制度を創設しました。本制度は、外部労働市場に一定の通用力（合格者は一定の業界で採用・昇進の考慮要素となる、資格手当等の処遇に反映されることが期待される等）を有する、一定の要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定するものです。

本制度は、各業界・団体の御協力をいただきながら、スキル評価制度を整備し、スキル向上を処遇に結び付けていく仕組みを構築するものであり、導入することで、従業員の定着、人材の確保、業界内での地位の向上等が期待されます。

　　本制度の概要等については下記を御参照いただき、貴団体におかれましても傘下の会員企業等に対する本制度の周知等について、御協力、御配慮をお願いいたします。

記

１　団体等検定制度の概要については、リーフレット（別紙１）を御参照ください。また、厚生労働省のウェブサイトに資料、制度紹介の動画も掲載しておりますので、併せて御参照ください。

２　　貴団体が開催する会合等において、オンラインにて、厚生労働省担当者が本制度の説明をさせていただくことも可能です。御要望がございましたら、厚生労働省担当者まで御連絡ください。

３　事業主等が、雇用している労働者に対して団体等検定を受検させるための訓練を実施した際に要する訓練費用や団体等検定の受検料等について、人材開発支援助成金により助成を受けられる場合があります（別紙２）。さらに詳しい人材開発支援助成金の説明について御要望がございましたら事業所の所在地を管轄する労働局まで御連絡ください。

４　その他の情報につきましては、随時、厚生労働省のウェブサイトに公開いたします。

団体等検定制度に係るウェブサイト：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/jinzaikaihatsu/ability\_skill/dantaitou/index.html

※添付資料

別紙１：職業能力検定に係るリーフレット

別紙２：人材開発支援助成金リーフレット

＜厚生労働省担当者＞

厚生労働省人材開発統括官参事官室（能力評価担当）

　北村（きたむら）、窪谷（くぼのや）

電話：03-5253-1111（内線5976、5945）

メールアドレス：shanaikentei@mhlw.go.jp